

内閣参甲第三〇号

昭和二十三年三月二十三日

内閣總理大臣 芦 田 均

参議院議長 松 平 恒 雄 殿

参議院議員小川友三君提出非營業所得稅に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

昭和廿三年參月廿五日

参議院議員小川友三君提出非営業所得税に関する質問に対する答弁書

料理店が七月禁令により正直に休業しているのに、所得税がかかつたからやむなく開業に轉じたという報導があるが、政府は、休業料理店に課税して、裏口営業をさせよと教えるのかとの御質問であるが、休業料理店も昭和二十二年中には、(イ)一月乃至六月の営業中は相当收入があつたこと、(ロ)休業後席貸等により收入を得ているものがあること(現実にはこの種のものが相当ある。)(ハ)現実に裏口営業による收入を得ているものがあること等實際上相当の所得があつたと考えられる。昭和二十二年分の所得税は、これらの實際の所得を課税標準として課税されるものであつて、所得税法のもつとも普通の適用である所得税は、実際所得に対し課税され、しかもその所得から納稅するものであるから、課税されたから裏口営業をするとか開業するとかという理由にはならないと考える。